

声明

医療現場の実態を無視した財務省の「マイナス改定」の提言に抗議し、
診療報酬の大幅引き上げを求める

11月8日に財政制度等審議会・財政制度分科会(以下「財政審」)は診療報酬改定について、「診療報酬(本体)のマイナス改定を続けることなくして医療費の適正化は到底図れない」とし、「(診療報酬は)躊躇なくマイナス改定すべき」と提案した。

財政審は診療報酬本体の改定率は高齢化等の要因による年平均伸び率 1.6%を0.2%上回ることから、「医療機関の収入増は可能で、医療従事者の賃上げ原資は確保されている」と主張している。しかし、医療費の増加は高齢化による患者増や技術革新による自然増であり、それが単純に医療機関の収益となっているわけではなく、こうした主張は医療機関の経営実態を無視した暴論といわざるを得ない。

診療報酬は国民に対する医療水準を規定するとともに、医療従事者の確保や処遇改善や医療再生産のための設備投資など医療機関の原資を保障するものである。これまで医療費抑制策の中で診療報酬が低く抑えられてきたことにより医療現場は疲弊し、それに加えて新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療体制の弱点が露呈した。

会員からも、「大幅な診療報酬のプラス改善がなければ日本の医療は崩壊する」、「感染対策の徹底等業務過多の一方、一人一人に割く時間もかかり、診療効率が低下し収益も減少している。」などの声が寄せられている。

岸田政権は、看護・介護の処遇改善のための交付金支給と中長期的に診療報酬等で対応する方針を示しているが、そのためにも診療報酬のマイナス改定はあり得ない。

長野県保険医協会は、医療現場の実態を無視した財務省の姿勢に抗議するとともに、疲弊した保険医療の提供体制を建て直すために、初・再診料等の基本診療料の引き上げを含めた診療報酬の大幅改定を求めるものである。

2021年11月30日
長野県保険医協会 理事会